

業務仕様書

1 業務の名称

教職の魅力発信に関する動画制作、放送業務及び Web 広告実施業務委託

2 事業の目的

教育採用試験の倍率低下や教職に対するイメージの低下により、学校現場の人材確保が大きな課題となっている。そのため、「教職の魅力」をテーマに、教職に対するイメージアップやネガティブイメージの改善を図るため、学校で働く教員の姿や教員採用に係る制度改正といった県の取組等を紹介する動画を、高校生や大学生の子どもを持つ保護者世代である 40 代～50 代の方をターゲットに放送することで、自分たちの子ども達が長崎県で教員として働いていることを想像できるようにするとともに、サブターゲットとして、中学生から高校生に対して教師への憧れや尊敬の念を抱かせ、将来教職に就くことへの興味を持たせる。また、長崎県外（首都圏・関西圏・中国圏）の大学生をターゲットに、本県の教員採用総合ページへ誘導するための Web 広告を配信することを通して、本県の教員へなることに興味を持つ学生等を増やし、教員の人材確保を図る。

3 業務概要

県は、下記業務を県内のテレビ放送局（以下、「制作・放送局」という）に委託する。

- （１）広報動画を制作し、番組の中で放送すること。
- （２）本県の教員採用総合ページへ誘導するための Web 広告を配信する。

4 業務の内容

（１）教職の魅力発信に関する動画制作、放送業務

動画の内容は、事業の目的に合致したものである。

①企画制作

- ア 制作する映像の構成、台本作成、ナレーション原稿の作成
- イ 映像制作に付随する連絡調整、取材、撮影、編集、音声収録
- ウ 映像を収録した DVD の複製（３枚）
- エ その他、上記業務に付随する業務

②制作・放送期間

契約日から令和 8 年 2 月 28 日

取材及び放送開始は契約後に県と協議のうえ決定する。

なお、取材を行う学校及びインタビューを行う場合の教員については、基本的に県が選定を行うものとする。

③制作・放送の方法

- ・制作動画は4本以上とする。
- ・聴覚障害者に配慮した放送とするため、字幕放送対応（クローズドキャプション）。

④著作権の帰属等

受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著者の権利)に規定する権利を、テレビ放送ののち、長崎県教育委員会公式 YouTube チャンネルに掲載することとするため、動画のデータを県に提供するものとする。なお、提供時期については、県と協議の上決定する。

長崎県は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないこと。

長崎県は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないこと。

受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

映像・ナレーション・音楽等の著作権上の権利関係の処理は、Web等で配信されることを想定し、受託者の責任で適正に行うこと。

⑤制作する動画について

- ア 教員の魅力や長崎県で教員として働くことのよさ（長崎県の特徴的な取組や客観的データなど）を伝える内容とすること。
- イ 1回の取材につき、学校種（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）別に最低1回の放送を想定しているが、テーマや内容によっては委託業者と協議のうえ決定する。
- ウ 離島部での取材を1回は含めること。

⑥放送時間及び放送時間帯

放送時間は4分以上とし、CMを挟まない。また、放送曜日、時間帯は事業の目的を考慮したものとする。

⑦視聴機会等の確保

CM や WEB、SNS、パブリシティなどによる視聴機会の確保や施策浸透に取り組むこと。

(2) Web 広告実施業務

①利用媒体

ア Google ディスプレイ広告 (GDN) 等の Web 広告を実施すること。

イ 昨年度の実績から Google ディスプレイ広告 (GDN) を想定しているが、Web 広告媒体、クリック数、ターゲティング、時期等は受託者で最も効果的であると考えられる方法を提案すること。ただし、広告媒体の決定など運用の詳細については、県と協議のうえ決定すること。

②広告プランニング業務

ア キーワードの調査・選定、イメージ画像、デザイン等の広告に必要な制作物の作成を行うこと。特に長崎県外（首都圏・関西圏・中国圏）の大学生（教育学部に限らず他学部も含む。）がメインターゲットであることに留意して、デザインに反映させること。

イ ターゲットの属性（年齢、居住地等）に応じた Web 広告の配信先を設定するなど、効果のある取組を具体的に提案すること。

ウ GDN のインプレッション数は 100,000 以上とすること。

エ Web 広告の実施時期については、県と協議のうえ決定すること。

なお、企画・提案時点では、教員採用試験の募集開始を令和 8 年 2 月 8 日、募集終了を令和 8 年 3 月 20 日と仮定したうえで提案すること。

③Web 広告の効果・検証等

広告の効果（インプレッション数やクリック数、閲覧した人の属性情報等）を検証し、概ね 2 週間ごとに受託者に報告のうえ、必要な際には、バナー画像の変更等、より広告宣伝効果が発揮できるよう実施すること。

5 履行期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日

6 予算額

3,630,275 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

7 成果物

本業務の成果物として、各々以下のものを提出すること。

(1) 教職の魅力発信に関する動画制作、放送業務

上記4(1)④に示した動画を、放送終了後その都度「動画データ」で県へ提供すること。また、最終放送終了後においては、20日以内に、次のとおり納品すること。

①納品物

放送回ごとに放送した部分を保存したDVD(DVD-video形式)1枚

②納入場所

長崎県教育庁行政棟7階 働きがい推進室(長崎市尾上町3-1)

(2) Web 広告実施業務

①広告出稿原稿(JPEG形式など)

②実績報告

(配信日や地域、デバイス別、配信先別等のインプレッション数やクリック数)

8 著作権等の取扱い

著作権等の取扱いに留意すること。

9 その他

- (1) 動画制作、放送業務及びWeb広告にかかる費用(制作費、旅費等)は受託者で負担すること。
- (2) 取材、校正日時、放送時間帯及びWeb広告の詳細は、事前に長崎県の担当者(担当者名:橋本)と協議のうえ決定すること。
- (3) 本仕様書の詳細について疑義が生じた場合等不明な事項は、その都度本県及び受託者で協議のうえ決定すること。
- (4) この契約の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)については、受託者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち長崎県の責に帰すべき理由により生じたものについては、長崎県が負担する。